

三月定例村議会



三月定例村議会が三月六日から二十一日まで、十六日間の会期で開かれました。

初日の本会議では、村長が平成二十年度の施政方針を説明（2～9ページに掲載）その後、四議員が一般質問に立ち、村長の考えを聞きました。

平成二十年度の当初予算は予算審査特別委員会を設置し、二つの分科会に分かれて審議。また、条例などの案件は各常任委員会に付託のうえ審査されました。各委員会に付託された案件は、最終日に各委員長の報告を受けて原案どおり可決されました。（予算の概要は10～13ページに掲載）ここでは、その主なものを紹介します。

条例の制定・廃止

- 移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の制定
- * 平成十九年度に村で設置した、中東・鎌江沢・幾地内の移動通信用鉄塔施設（携帯電話）の管理運営について条例を制定するものです。
- 後期高齢者医療に関する条例の制定
- * 平成二十年四月一日から始まる後期高齢者医療制度について条例を定めるものです。
- 中学校寄宿舎設置条例の廃止
- * 旧関谷中学校・旧女川中学校の寄宿舎についての条例を廃止するものです。

条例の改正

- 課制条例の一部改正
- * 農地農道整備・林政振興・林道整備等に関する事務を建設課から農政観光課へ、後期高齢者医療・介護保険料の賦課徴収事務を健康福祉課で所管することに条例の一部を改正するものです。
- 区長設置条例の全部改正
- * 各集落区長の委嘱や職務内容について条例を全部改正するものです。
- 国民健康保険税条例の一部改正
- * 後期高齢者医療制度の開始に伴う改正や徴収方法について変更することなどの条例を改正するものです。
- 基金条例の一部改正
- * ふるさと納税が新設されるのに伴い、ふるさと応援基金を新たに設置するものです。
- 学校設置条例の一部改正
- * 学校教育法の改正に伴い条例の一部を改正するものです。
- ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正
- 老人医療費助成に関する条例の一部改正
- 重度心身障害者医療費助成

に関する条例の一部改正
* 右の三つは、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

国民健康保険条例の一部改正

正
* 葬祭費について、他の法律により給付を受ける際は、給付を行わないことにするなどに改正するものです。

介護保険条例の一部改正

* 平成十七年度の税制改正により所得階級が上がった方に対して、保険料負担の急増を避ける措置を平成二十年度も継続するために改正するものです。

手数料に関する条例の一部改正

* 戸籍法の改正に伴い条例の一部を改正するものです。

給与・休暇等の改定

職員の育児休業等に関する条例の一部改正
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
一般職員の給与に関する条例の一部改正
* 右の三つは、少子化対策の一環として「育児のための

短時間勤務制度」が導入されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

市町村合併に伴う条例等

左の七つは、岩船郡・村上市の五市町村合併に伴い、条例の制定・改正、規約を変更するものです。

村上市・岩船郡予防接種健康被害調査委員会の共同設置について

入湯税条例の一部改正

* 「荒川町憩いの家」を「荒川いこいの家」に名称を変更するものです。

ごみの散乱等防止条例の一部改正

水道事業の設置等に関する条例の一部改正

水道事業給水条例の一部改正

防災会議条例の一部改正

* 岩船地域広域事務組合消防長を村上市消防長に変更するものです。なお、「岩船地域広域事務組合消防署関川分所」は「村上市消防署関川分署」に名称が変わります。

新潟県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について（専決）

平成二十年度当初予算

平成二十年度一般会計と十の特別会計、水道事業会計
* 10～13ページの新年度予算の概要をご覧ください。

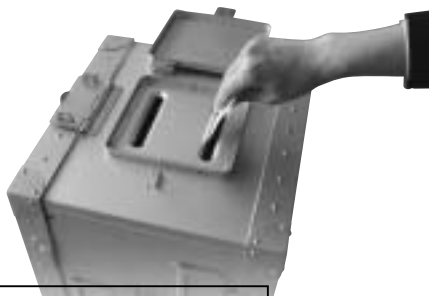
平成19年度 補正予算

一般会計（第7号）	
補正額	450万円を追加
総額	44億6,225万円
国民健康保険事業特別会計（第4号）	
補正額	638万円を減額
総額	8億3,972万1千円
老人保健特別会計（第2号）	
補正額	4,720万7千円を追加
総額	9億1,295万5千円
村有温泉特別会計（第1号）	
補正額	70万5千円を追加
総額	600万5千円
簡易水道特別会計（第2号）	
補正額	9,275万円を追加
総額	1億6,848万4千円
公共下水道事業特別会計（第3号）	
補正額	2,498万円を減額
総額	9億3,667万円
水道事業会計（第2号）	
収益的収入	450万円を減額
資本的収入	457万7千円を追加
資本的支出	1,811万円を減額

次回 選挙から 投票区・投票所が変更になります

平成20年4月1日以降に実施される選挙から、投票区・投票所が変更となります。（右表参照）

なお、期日前投票の投票所については従前と変更ありません。



18投票区から9投票区へ統合

今回、投票区が変更される理由は、

- ①有権者数の減少
- ②期日前投票等の投票制度の充実
- ③職員数の減少により投票所従事職員の確保が困難
- ④経費削減

などの観点から、関川村選挙管理委員会において協議し、決定したものです。

地域によっては、今までよりご不便をお掛けしますが、皆様のご理解ご協力をお願いします。

問い合わせ先

関川村選挙管理委員会（役場総務課内）

☎64-1476

変更後の投票区・投票所

投票区	投票所(予定)	地区
第1投票区	農村文化交流センターの～む	下関・辰田新・打上・勝蔵・南赤谷・内須川
第2投票区	村民会館	上関・下川口・荒川台・高瀬・沢・湯沢
第3投票区	土沢小学校	山本・幾地・楸江沢・上土沢・下土沢・大島
第4投票区	安角小学校	蔵田島・久保・鮎谷・金保・大石・安角・上川口
第5投票区	はなみの里	大内淵・片貝・間出・沼
第6投票区	金丸集落開発センター	金丸・ハツ口
第7投票区	川北小学校	松平・滝原・上野山・小見・小見前新田・平内新・高田・桂・松ヶ丘
第8投票区	女川小学校	上野原・深沢・上野新・若山・上野・小和田・中束・蔵野・上新保・蛇喰・南中・宮前・朴坂
第9投票区	田麦千刈生活改善センター	田麦千刈